収入印紙貼付

工事請負契約書

次の工事に関し、発注者と受注者は、別添の石井町公共工事標準請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1	エ	事	•	名	消防	方救急	デジタ	ル無線	基地局	整備工事
2	エ	事	箇	所				i井町高 i井消防		高川原66番 1
3	エ			期	_	工成			日の 3月2	
4		又引に存	: 金 系る消費 費税 <i>の</i>	費税						_
5	契約	的 保	証	金						_
6	前 金	盆払	の特	約						_ の前金払をすることができる。 _
										の中間前金払をすることができる。 -
7	建 設 搬	t 発: 出		の 等			該当	なし		
8	解体工	事に要	する費	用等		5	別紙の	とおり		

9 この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和53年条例第10号)第2条の規定により議会の議決を得るまでは、この契約は仮契約とする。この場合、発注者において、議会の議決を得た時は、正式に契約が成立したものとする。

なお、発注者は、議会で可決されなかった場合でも、請負者に対していかなる責任 も負わない。

発注者は、契約の締結について議会の議決を得た時は、遅滞なくその旨を請負者に 通知しなければならない。 この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自 その1通を保有する。

令和 7 年 5 月 日

発注者 住 所 徳島県名西郡石井町高川原字高川原66番地8 名西消防組合管理者

氏 名 石井町長 小 林 智 仁 印

受注者 住 所

氏 名 印